

島根労働局発表  
平成30年10月29日(月)

担 島根労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 金坂 正也  
賃金指導官 藤原 修二  
当 TEL 0852-31-1158

## 5業種の島根県特定最低賃金（産業別）が改定されます

### —改定となる5業種で前年度を上回る引上額となっています—

島根労働局（局長 <sup>たむら かずみ</sup> 田村 和美）は、特定最低賃金（産業別）6業種のうち「百貨店、総合スーパー」を除く5業種の特定最低賃金（産業別）の改定手続きを行い、下記のとおり最低賃金が改定されます。

金額決定後は、広報活動を通じて改定内容及び最低賃金制度について、広く県民に周知するとともに、事業主等に対して最低賃金の履行確保を図ります。

（※効力発生は、官報公示日以降となり、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」及び「自動車（新車）小売業」については、官報公示後に効力発生日が確定することとなります。）

| 特定最低賃金（産業別）                       | 時間額   | 引上額<br>(前年度) | 引上率   | 効力発生日                  |
|-----------------------------------|---|--------------|-------|------------------------|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業                  | 886円  | 27円<br>(23円) | 3.14% | (発効年月日)<br>平成30年11月24日 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業        | 867円  | 26円<br>(21円) | 3.09% | (発効年月日)<br>平成30年11月25日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 800円  | 25円<br>(19円) | 3.23% | (予定日)<br>平成30年12月9日    |
| 自動車・同附属品製造業                       | 859円  | 26円<br>(21円) | 3.12% | (予定日)<br>平成30年12月1日    |
| 自動車（新車）小売業                        | 838円  | 26円<br>(22円) | 3.20% | (予定日)<br>平成30年11月29日   |
| 百貨店、総合スーパー                        | 平成30年度は改定が行われなかったため、平成30年10月1日から島根県最低賃金(764円)が適用されています。 |              |       |                        |

(別紙)

島根労働局では、最低賃金制度及び最低賃金の改正内容について、確実な履行確保を図るため広く県民に周知するとともに、関係機関に対して最低賃金法の遵守を呼びかけます。

## 1 最低賃金制度

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

島根県特定最低賃金（産業別）は、例年、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成されるそれぞれの業種の島根地方最低賃金審議会専門部会において慎重に審議が行われ、改正決定されています。

## 2 最低賃金の種類

最低賃金には、以下のとおり「地域別最低賃金」と「特定最低賃金（産業別）」があります。

なお、労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高いものが適用されます。

### (1) 地域別最低賃金（島根県最低賃金）

地域別最低賃金は、都道府県に1つ定められているもので、産業や職種に関わりなく、事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

### (2) 特定最低賃金（産業別）

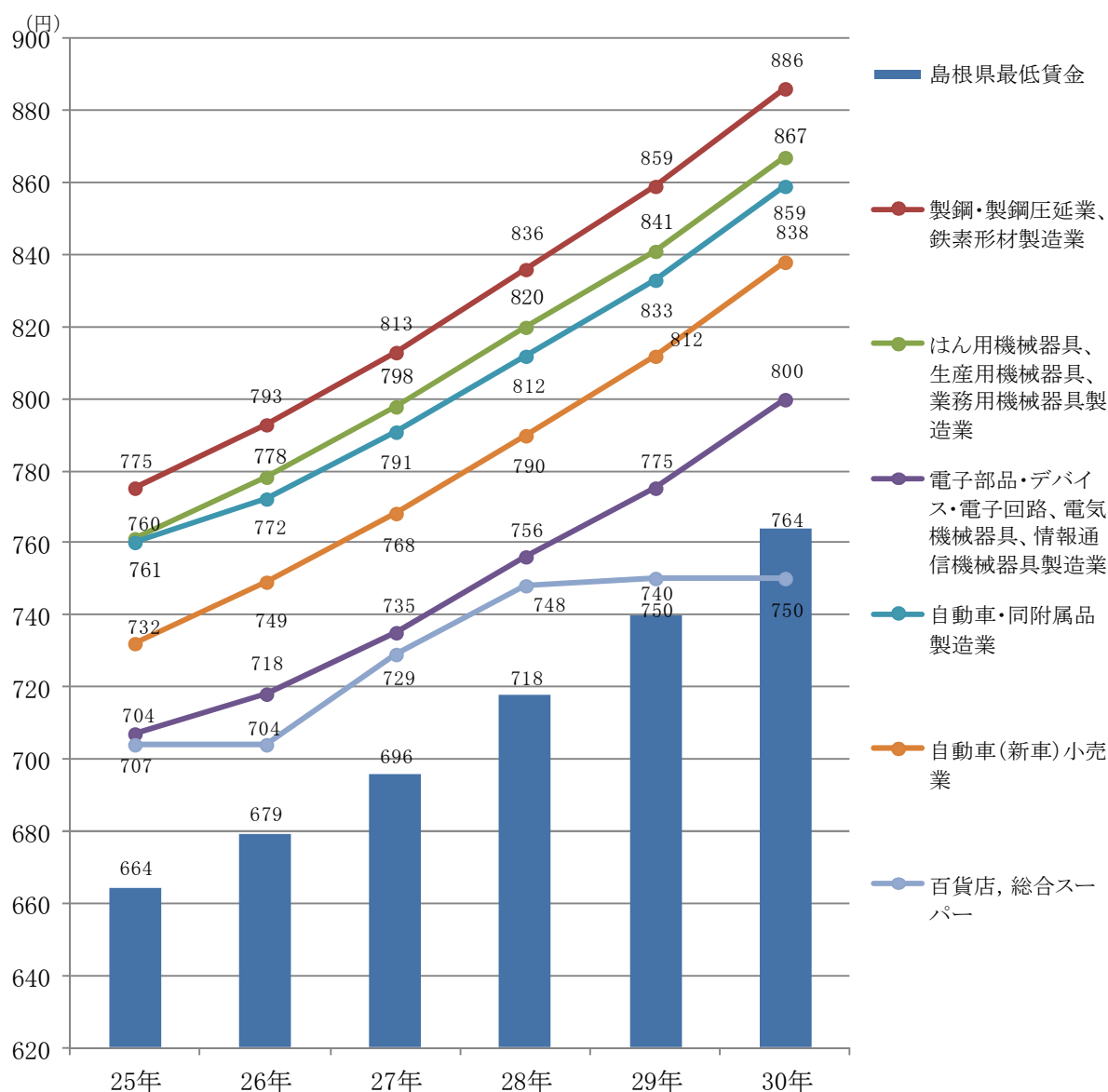
特定最低賃金（産業別）は、関係労使が地域別最低賃金より高い金額の特定最低賃金（産業別）を定めることが必要と認めた産業について、当該産業の基幹労働者とその使用者に適用されるもので、都道府県ごとに定められています。

島根県においては、以下の6業種の特定最低賃金（産業別）が定められています。

- ① 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属部品製造業
- ⑤ 百貨店、総合スーパー
- ⑥ 自動車（新車）小売業

### 3 過去5年間の改定状況

|                                   | 25年  | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  |
|-----------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 島根県最低賃金                           | 664円 | 679円 | 696円 | 718円 | 740円 | 764円 |
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業                  | 775円 | 793円 | 813円 | 836円 | 859円 | 886円 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業        | 761円 | 778円 | 798円 | 820円 | 841円 | 867円 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 707円 | 718円 | 735円 | 756円 | 775円 | 800円 |
| 自動車・同附属品製造業                       | 760円 | 772円 | 791円 | 812円 | 833円 | 859円 |
| 自動車（新車）小売業                        | 732円 | 749円 | 768円 | 790円 | 812円 | 838円 |
| 百貨店、総合スーパー                        | 704円 | 704円 | 729円 | 748円 | 750円 | 改定なし |



#### 4 特定最低賃金（産業別）適用対象者数

|                                   | 事業所数 | 対象者数   |
|-----------------------------------|------|--------|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業                  | 17   | 2,628人 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業        | 107  | 2,847人 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 72   | 6,708人 |
| 自動車・同附属品製造業                       | 35   | 2,390人 |
| 自動車（新車）小売業                        | 220  | 2,408人 |
| 百貨店、総合スーパー                        | 18   | 2,703人 |

資料出所：総務省統計局「平成26年経済センサスー基礎調査」

自動車（新車）小売業は、「平成29年島根労働局事業所調査」

※上記調査結果に島根労働局で調査した結果を反映

#### 5 中小企業・小規模事業者への支援事業

##### (1) 専門家派遣・相談等支援事業

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、賃金の引上げ等環境整備を図る事業として、島根働き方改革推進支援センター（一般社団法人島根県経営者協会内）において、中小企業・小規模事業者の経営課題と労務管理の無料の相談と専門家派遣を行います。

##### (2) 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

##### (3) キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

##### (添付資料)

- 1 島根県の最低賃金
- 2 島根県の最低賃金経年表（時間額）
- 3 地域別最低賃金及び特定最低賃金（産業別）審議の流れ
  - ・ 平成30年度各種助成金のご案内（パンフレット）
  - ・ 平成30年度業務改善助成金のご案内（リーフレット）
  - ・ キャリアアップ助成金のご案内（リーフレット）
  - ・ 島根働き方改革推進センター（リーフレット）

# 1 島根県の最低賃金

地域別最低賃金 効力発生日：平成30年10月1日

|         |          |                                      |
|---------|----------|--------------------------------------|
| 島根県最低賃金 | 時間額 764円 | 島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます |
|---------|----------|--------------------------------------|

## 特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。なお、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」及び「自動車（新車）小売業」については、官報公示後に効力発生日が確定します。

| 特定最低賃金（産業別）件名                             | 最低賃金額<br>時間額 | 効力発生日             | 特定最低賃金（産業別）の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者  |
|---|--------------|-------------------|--|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素<br>形材製造業                      | 886円         | 30.11.24          | 1. 18歳未満又は65歳以上の者<br>2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3. 次の業務に主として従事する者<br>① 清掃、片付け又は整理の業務<br>② 選別、検数、結束又は包装の業務<br>③ 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務<br>④ 手作業による運搬の業務<br>※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる<br>⑤ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務 |
| はん用機械器具、生産用<br>機械器具、業務用機械器<br>具製造業        | 867円         | 30.11.25          |  |
| 電子部品・デバイス・電<br>子回路、電気機械器具、<br>情報通信機械器具製造業 | 800円         | (予定日)<br>30.12.9  |  |
| 自動車・同附属品製造業                               | 859円         | (予定日)<br>30.12.1  |  |
| 自動車（新車）小売業                                | 838円         | (予定日)<br>30.11.29 |  |
| 百貨店、総合スーパー                                | 750円         | 29.11.22          | 平成30年度は改定が行われないため、平成30年10月1日から島根県最低賃金(764円)が適用されます。  |

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

※ 詳しくは、島根労働局賃金室（Tel0852-31-1158）又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

松江労働基準監督署

Tel0852-31-1166

出雲労働基準監督署

Tel0853-21-1240

浜田労働基準監督署

Tel0855-22-1840

益田労働基準監督署

Tel0856-22-2351

## 2 島根県の最低賃金経年表(時間額)

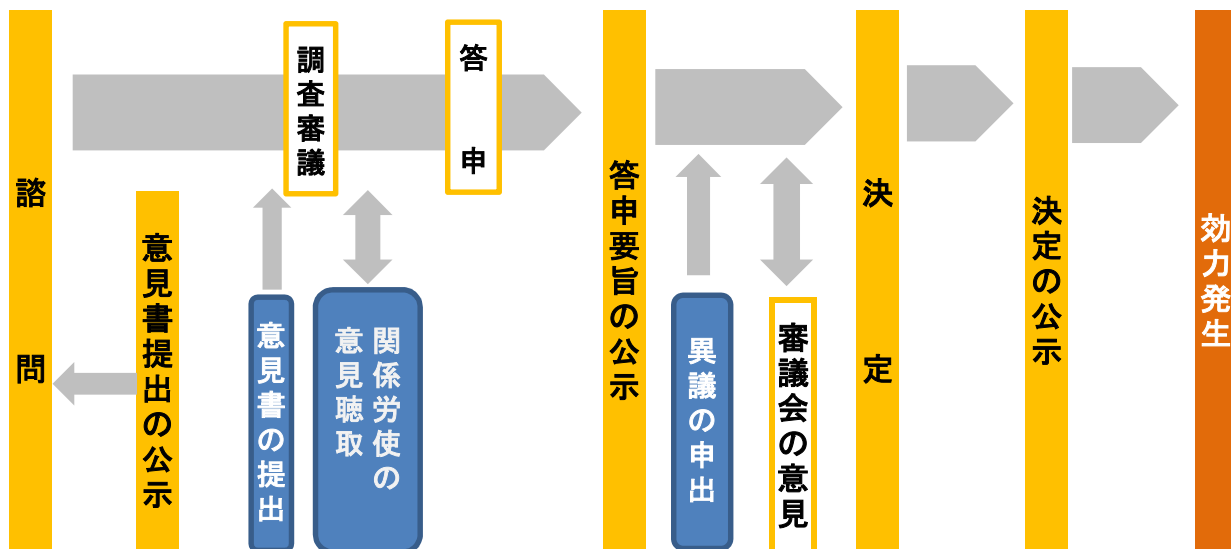
| 効力発生年 | 島根県最低賃金 |     | 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鋼) |     | はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(はん用機械等) |     | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械等) |     | 自動車・同附属品製造業(輸送機械) |     | 自動車(新車)小売業(自動車小売) |     | 百貨店、総合スーパー(百貨店) |     |
|-------|---------|-----|----------------------|-----|------------------------------------|-----|--|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-----------------|-----|
|       | 時間額     | 引上額 | 時間額                  | 引上額 | 時間額                                | 引上額 | 時間額                                      | 引上額 | 時間額               | 引上額 | 時間額               | 引上額 | 時間額             | 引上額 |
| 平成元年  | 451     | 18  | —                    | —   | —                                  | —   | 454                                      | —   | —                 | —   | —                 | —   | —               | —   |
| 2年    | 472     | 21  | 522                  | —   | 522                                | —   | 475                                      | 21  | 522               | —   | 497               | —   | 496             | —   |
| 3年    | 496     | 24  | 547                  | 25  | 547                                | 25  | 500                                      | 25  | 548               | 26  | 522               | 25  | 521             | 25  |
|       |         |     | 577                  | 30  | 575                                | 28  |  |     | 576               | 28  | 550               | 28  | 550             | 29  |
| 4年    | 516     | 20  | 603                  | 26  | 600                                | 25  | 529                                      | 29  | 602               | 26  | 574               | 24  | 574             | 24  |
|       |         |     |                      |     |                                    |     | 552                                      | 23  |                   |     |                   |     |                 |     |
| 5年    | 533     | 17  | 622                  | 19  | 619                                | 19  | 570                                      | 18  | 621               | 19  | 592               | 18  | 592             | 18  |
| 6年    | 546     | 13  | 638                  | 16  | 635                                | 16  | 585                                      | 15  | 637               | 16  | 611               | 19  | 609             | 17  |
| 7年    | 558     | 12  | 653                  | 15  | 650                                | 15  | 599                                      | 14  | 652               | 15  | 625               | 14  | 623             | 14  |
| 8年    | 570     | 12  | 667                  | 14  | 664                                | 14  | 613                                      | 14  | 666               | 14  | 640               | 15  | 637             | 14  |
| 9年    | 582     | 12  | 682                  | 15  | 679                                | 15  | 626                                      | 13  | 681               | 15  | 654               | 14  | 652             | 15  |
| 10年   | 592     | 10  | 695                  | 13  | 692                                | 13  | 638                                      | 12  | 694               | 13  | 666               | 12  | 664             | 12  |
| 11年   | 598     | 6   | 701                  | 6   | 699                                | 7   | 645                                      | 7   | 700               | 6   | 673               | 7   | 670             | 6   |
| 12年   | 603     | 5   | 707                  | 6   | 705                                | 6   | 650                                      | 5   | 706               | 6   | 678               | 5   | 675             | 5   |
| 13年   | 608     | 5   | 712                  | 5   | 710                                | 5   | 655                                      | 5   | 711               | 5   | 684               | 6   | 680             | 5   |
| 14年   | 609     | 1   | 714                  | 2   | 712                                | 2   | 655                                      | 0   | 713               | 2   | 686               | 2   | 682             | 2   |
| 15年   | 609     | 0   | 715                  | 1   | 713                                | 1   | 658                                      | 3   | 714               | 1   | 687               | 1   | 683             | 1   |
|       |         |     |                      |     |                                    |     | 660                                      | 2   |                   |     |                   |     |                 |     |
| 16年   | 610     | 1   | 717                  | 2   | 714                                | 1   | 662                                      | 2   | 715               | 1   | 688               | 1   | 684             | 1   |
| 17年   | 612     | 2   | 720                  | 3   | 717                                | 3   | 662                                      | 0   | 718               | 3   | 690               | 2   | 685             | 1   |
| 18年   | 614     | 2   | 724                  | 4   | 720                                | 3   | 665                                      | 3   | 722               | 4   | 692               | 2   | 687             | 2   |
| 19年   | 621     | 7   | 734                  | 10  | 729                                | 9   | 668                                      | 3   | 731               | 9   | 700               | 8   | 694             | 7   |
| 20年   | 629     | 8   | 744                  | 10  | 736                                | 7   | 677                                      | 9   | 738               | 7   | 705               | 5   | 700             | 6   |
| 21年   | 630     | 1   | 746                  | 2   | 737                                | 1   | 685                                      | 8   | 739               | 1   | 706               | 1   | 701             | 1   |
| 22年   | 642     | 12  | 753                  | 7   | 741                                | 4   | 688                                      | 3   | 743               | 4   | 706               | 0   | 704             | 3   |
| 23年   | 646     | 4   | 757                  | 4   | 744                                | 3   | 693                                      | 5   | 746               | 3   | 711               | 5   | 704             | 0   |
|       |         |     |                      |     |                                    |     | 696                                      | 3   |                   |     | 714               | 3   |                 |     |
| 24年   | 652     | 6   | 763                  | 6   | 750                                | 6   | 700                                      | 4   | 751               | 5   | 720               | 6   | 704             | 0   |
| 25年   | 664     | 12  | 775                  | 12  | 761                                | 11  | 707                                      | 7   | 760               | 9   | 732               | 12  | 704             | 0   |
| 26年   | 679     | 15  | 793                  | 18  | 778                                | 17  | 718                                      | 11  | 772               | 12  | 749               | 17  | 704             | 0   |
| 27年   | 696     | 17  | 813                  | 20  | 798                                | 20  | 735                                      | 17  | 791               | 19  | 768               | 19  | 729             | 25  |
| 28年   | 718     | 22  | 836                  | 23  | 820                                | 22  | 756                                      | 21  | 812               | 21  | 790               | 22  | 748             | 19  |
| 29年   | 740     | 22  | 859                  | 23  | 841                                | 21  | 775                                      | 19  | 833               | 21  | 812               | 22  | 750             | 2   |
| 30年   | 764     | 24  | 886                  | 27  | 867                                | 26  | 800                                      | 25  | 859               | 26  | 838               | 26  | —               | —   |

(注)1年間に2回金額改訂された最低賃金があります。

### 3 地域別最低賃金及び特定最低賃金(産業別)審議の流れ

- 地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

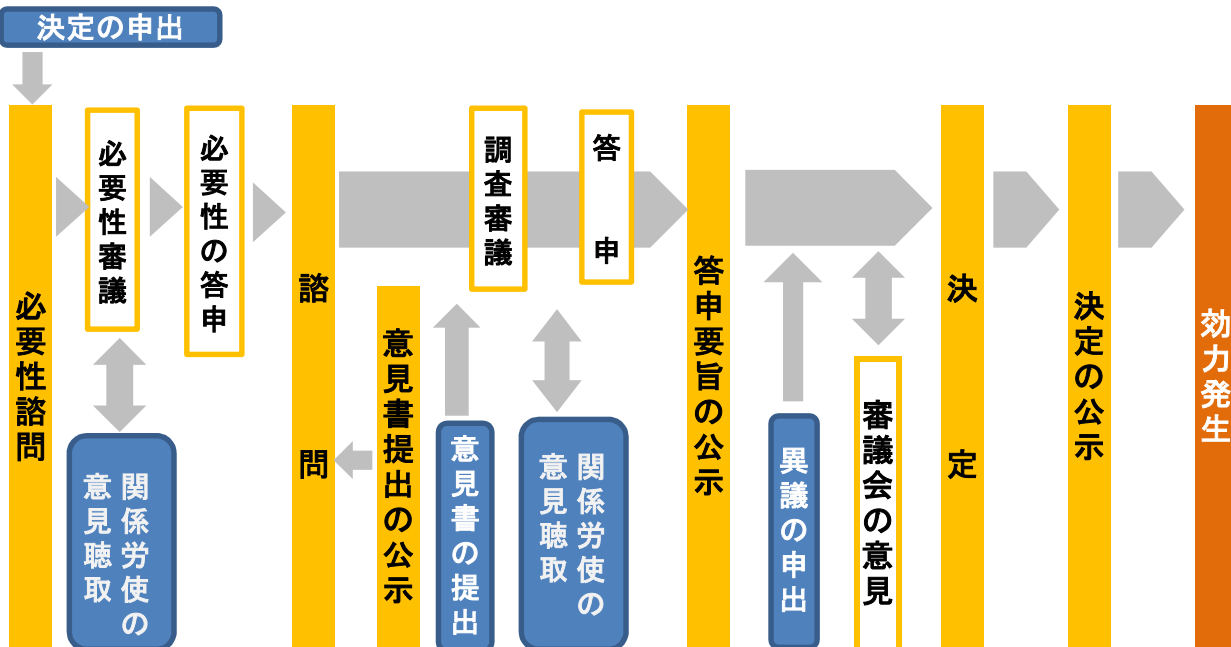
#### ■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

- 特定最低賃金(産業別)は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

#### ■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく特定最低賃金(産業別)



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

都道府県労働局長が行う事項

最低賃金審議会が行う事項

労働者又は使用者が行う事項

# 平成30年度 各種助成金のご案内

## ご留意いただきたいこと

島根労働局雇用環境・均等室

- ・〈 〉内の金額は、生産性要件を満たした場合の助成額です。
- ・ご紹介する助成金は、要件を満たした日によっては、平成29年度の要件に該当し、支給額が異なる場合があります。
- ・助成金の内容や要件、支給額については変更の可能性があります。
- ・申請期間内であっても、国の予算額に制約されるため、受付を締め切る場合があります。



## 1 両立支援等助成金 ここをクリックすると、厚生労働省ホームページに移動します。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)

## 仕事と育児や介護の両立支援や女性の活躍促進に取り組む事業主の皆さまに対する助成金です。

### 男性労働者の子育てを応援したい事業主の皆様へ

●出生時両立支援コース●

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させたり、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を新たに導入後、男性がその制度を利用した場合に、事業主に助成します。

|                 |       | 中小企業                       | 中小企業以外         |
|-----------------|-------|----------------------------|----------------|
| 育児休業※           | 1人目   | 57万円〈72万円〉                 | 28.5万円〈36万円〉   |
|                 | 2人目以降 | 14万2500円～33万2500円〈18～42万円〉 |                |
| 育児目的休暇（1企業1回限り） |       | 28万5000円〈36万円〉             | 14万2500円〈18万円〉 |

※支給対象となるのは1企業当たり1年度につき10人まで

### 介護で仕事を辞めさせたくない事業主の皆様へ

●介護離職防止支援コース●

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得及び職場復帰又は介護のための勤務制度の利用の支援を行った事業主に助成します。

|         | 中小企業           | 中小企業以外     |
|---------|----------------|------------|
| 介護休業の利用 | 57万円〈72万円〉     | 38万円〈48万円〉 |
| 介護制度の利用 | 28万5000円〈36万円〉 | 19万円〈24万円〉 |

☆支給対象となるのは1企業当たり各助成金2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）

### 従業員の育休取得～復帰を円滑にしたい事業主の皆様へ

●育児休業等支援コース●

#### ① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に助成します。

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 育休取得時              | 28万5000円〈36万円〉            |
| 職場復帰時              | 28万5000円〈36万円〉            |
| 育休取得者の職場支援の取組をした場合 | 19万円〈24万円〉※「職場復帰時」に加算して支給 |

☆支給対象となるのは1企業当たり2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）

☆「職場支援の取組」とは、育休取得者と同じ職場の従業員等が取得者の業務を代替して行う場合に、業務の見直しや代替業務に対応した賃金制度を規定し、また当該制度に沿った賃金を支給すること等です。



## ② 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に助成します。

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 支給対象労働者 1人当たり      | 47万5000円〈60万円〉  |
| 支給対象労働者が有期契約労働者の場合 | 95,000円加算〈12万円〉 |

☆支給対象となるのは1企業当たり1年度に10人まで

## ③ 職場復帰後支援

小学校就学の始期に達する前の子を対象とした看護のための休暇制度、保育サービス費用補助制度を導入し（一定の要件を満たしていることが必要）、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた**中小企業事業主**に助成します。

|        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 制度導入時※ |          | 28万5000円〈36万円〉                  |
| 制度利用時  | 子の看護休暇制度 | 制度を取得した時間1時間当たり1000円<br>〈1200円〉 |
|        | 保育サービス   | 補助した費用の2/3の額                    |

☆制度利用時の助成金は、最初の申請から3年以内に5人まで

※休暇制度等の導入または保育サービス費用補助制度どちらか1回限りの支給となります。

## 妊娠等で離職した労働者の再雇用をお考えの事業主の皆様へ・再雇用者評価処遇コース・

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が、就業が可能となったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望者を再雇用し、継続して雇用した**事業主**に助成します。

|          |                |                |
|----------|----------------|----------------|
|          | 中小企業           | 中小企業以外         |
| 再雇用1人目   | 38万円〈48万円〉     | 28万5000円〈36万円〉 |
| 再雇用2～5人目 | 28万5000円〈36万円〉 | 19万円〈24万円〉     |

☆上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給します。

## 女性にもっと活躍してほしい事業主の皆様へ

●女性活躍加速化コース●

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した**事業主**に助成します。

(注) 中小企業：本助成金では産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます。

|                  |                |                |
|------------------|----------------|----------------|
|                  | 中小企業 (注)       | 中小企業以外         |
| 【加速化Aコース】        | 28万5000円〈36万円〉 | —              |
| 【加速化Nコース】        | 28万5000円〈36万円〉 | —              |
| 女性管理職比率が基準値以上に上昇 | 47万5000円〈60万円〉 | 28万5000円〈36万円〉 |

☆支給対象となるのは、1企業当たり各コース1回限り

## 2 業務改善助成金

ここをクリックすると、厚生労働省ホームページに移動します。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html)



事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、その引き上げのために生産性向上のための設備投資等を行った**中小企業事業主**に、かかった費用の一部を助成します。

業務改善に要した経費の7/10(常時雇用する労働者が30人以下の企業は3/4)。上限額は賃金を引上げる労働者の数により異なる(50～100万円)

### 3 時間外労働等改善助成金

ここをクリックすると、厚生労働省ホームページに移動します。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/)



労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主の皆さまに対する助成金です。なお、対象となる中小企業事業主は、コースごとに範囲があります。

**※取組内容や達成状況、企業の規模により助成額は変わりますのでご注意ください。**

下のコース名をクリックすると、厚生労働省ホームページに移動します。

#### 労働者の残業を減らしたり、年次有給休暇を取らせてあげたい事業主の皆様へ

●[職場意識改善コース](#)●

生産性の向上を図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主に助成します。

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 補助率 | 1 / 2 ~ 4 / 5 ※(上限額 67万円 ~ 150万円) |
|-----|-----------------------------------|

#### 限度基準を超える時間数で36協定を締結しているけれど・・・

#### 時間外労働を削減したいとお考えの事業主の皆様へ

●[時間外労働上限設定コース](#)●

長時間労働の見直しのため、働く時間の削減に取り組む中小企業事業主に助成します。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 補助率 | 3 / 4 ~ 4 / 5 (上限額 200万円) |
|-----|---------------------------|

#### テレワークの導入をお考えの事業主の皆様へ

●[テレワークコース](#)●

労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に助成します。

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 補助率 | 1 / 2 ~ 3 / 4 (上限額 100万 ~ 150万円) |
|-----|----------------------------------|

※1人あたりの上限額も定められています。

☆お問い合わせ及び申請先 [テレワーク相談センター](#) 0120-91-6479

#### 勤務間インターバルの導入をお考えの事業主の皆様へ

●[勤務間インターバル導入コース](#)●

勤務間インターバルの新規導入または拡充に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 補助率 | 3 / 4 ~ 4 / 5 (上限額 20 ~ 50万円) |
|-----|-------------------------------|

#### 業界の活性化に取り組む事業主団体等の皆様へ

●[団体推進コース\(新設\)](#)●

傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が、労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取り組みを実施した場合に事業主団体等に助成します。

|     |  |
|-----|--|
| 補助率 | 支給対象となる取組の実施に要した経費<br>(上限額 500 ~ 1000万円) |
|-----|--|

## 4 キャリアアップ助成金

ここをクリックすると、厚生労働省ホームページに移動します。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するための取組を実施した事業主の皆さまに対する助成金制度です。

### 非正規労働者を正社員にしたい事業主の皆様へ

●正社員化コース●

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対して助成します。

| 1人当たりの助成額※ | 中小企業           | 大企業            |
|------------|----------------|----------------|
| ① 有期から正規へ  | 57万円〈72万円〉     | 42万7500円〈54万円〉 |
| ② 有期から無期へ  | 28万5000円〈36万円〉 | 21万3750円〈27万円〉 |
| ③ 無期から正規へ  | 28万5000円〈36万円〉 | 21万3750円〈27万円〉 |

※取組内容等により助成額は異なります。

※別途加算措置があります。

### 非正規雇用労働者の賃金を上げたい事業主の皆様へ

●賃金規定等改定コース●

全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し昇給した事業主に対して助成します。

| 助成額(※)                      | 中小企業                   | 大企業                    |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|
| ① すべての賃金規定等を2%以上増額改定        | 95,000円～<br>〈12万円～〉    | 71,250円～<br>〈90,000円～〉 |
| ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 | 4万7500円～<br>〈60,000円～〉 | 3万3250円～<br>〈42,000円～〉 |

※取組内容や対象労働者数等により助成額は異なります。

※別途加算措置があります。

☆キャリアアップ助成金については、他にも種類がございますので、ぜひ厚生労働省のホームページをご覧ください。

★各助成金には、他にも詳細な要件が定められています。申請をお考えの際には、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

☆お問い合わせ☆

〈両立支援等助成金、業務改善助成金、時間外労働等改善助成金についてのお問い合わせ〉

島根労働局雇用環境・均等室 TEL 0852-20-7007

〈キャリアアップ助成金についてのお問い合わせ〉

島根労働局職業安定部訓練室 TEL 0852-20-7028

# 平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

## 概要

| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率   | 引き上げる労働者数 | 助成の上限額 | 助成対象事業場                     |
|---------------|---|-----------|--------|-----------------------------|
| 30円以上         | 7/10<br>常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4<br>↓<br>(※)<br>生産性要件を満たした場合には3/4<br>常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5 | 1～3人      | 50万円   | 事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場       |
|               |   | 4～6人      | 70万円   |                             |
|               |   | 7人以上      | 100万円  |                             |
| 40円以上         |   | 1人以上      | 70万円   | 事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場 |

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

## お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。

## 申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。  
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

# ～・業務改善助成金の活用事例～

## 具体的な設備投資などについてご参考にしてください

### 事例 1 ホームページ用見積もりシステムの導入による業務効率の向上

【所在地】 山形県 【従業員数】 6人  
【事業の種類】 葬祭業

顧客が、いつでも自分で見積もり額がわかるような仕組みを提供したい



- 以前は見積もり依頼に応じて見積もりを作成する必要があったが、ホームページ用見積もりシステム導入後は、顧客が自分で見積もりを作成した上で詳細な商談に入ることが多くなったので、成約率も向上することとなった。
- 見積もり作成にかかる時間の短縮及び成約率の向上によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

#### 助成金活用のポイント

ホームページに見積もりシステムを掲載したことで、見積もり作成業務の効率化と、成約率の向上につながった。

(※平成28年度時点の制度に基づく事例)

### 事例 2 ベッド数の増加等による業務フローの見直しとPOSシステムの導入による業務効率化と来院者数の増加

【所在地】 静岡県 【従業員数】 3人  
【事業の種類】 接骨院

業務効率化を図って、来院者数を増加させたい



- 来院者情報をバーコード管理することによる受付・精算にかかる時間の短縮と、ベッド数の増加、柔道整復師(有資格者)の増加、治療内容の時間配分の調整等の施術フロー見直しにより、施術可能人数が増大したことで、来院者数が増加した。
- 受付・精算や施術にかかる時間の短縮と来院者の受入れ体制の改善を行ったことによって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

#### 助成金活用のポイント

コンサルタントによる業務フローの見直しとPOSシステムを導入したことで、業務の効率化と来院者数の増加につながった。

(※平成28年度時点の制度に基づく事例)

### 事例 3 顧客データ管理のクラウド化と給与計算システムの導入による管理業務の効率化

【所在地】 宮崎県 【従業員数】 3人  
【事業の種類】 行政書士・社会保険労務士業

顧客管理を簡素化し、顧客の給与計算にかかる時間短縮と作業ミスを軽減したい



- データ管理及び入力にかかる時間が短縮するとともに、データセキュリティ面の強化や、従業員を他の業務へ割り当てるといった柔軟な人員配置が可能となった。
- 顧客管理及び顧客の給与計算にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の時間給も一律50円引き上げた。

#### 助成金活用のポイント

顧客のデータ管理をクラウド化し、給与計算システムを導入したことで、管理業務の効率化につながった。

(※平成28年度時点の制度に基づく事例)

### 事例 4 ラベルプリンターの導入による業務効率化

【所在地】 青森県 【従業員数】 11人  
【事業の種類】 飲食料点小売業

ラベルの作成・印刷を、短時間で誰もが行えるようにしたい



- 以前はパソコンで各ラベルのデザインやレイアウトの作成・印刷をスキルのある担当者が付きっきりで作業していたが、ラベルプリンターの導入により、誰でも簡易な操作で作業可能となり、作業時間も短縮された。また、従業員を他の新事業開始のための業務へ配置することができた。
- ラベル作成・印刷業務にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、7人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

#### 助成金活用のポイント

ラベルプリンターを導入したことで、業務効率化と売上拡大につながる取組ができた。

(※平成28年度時点の制度に基づく事例)

## 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

## キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

| 助成内容  | 助成額  | ※<>は生産性の向上が認められる場合の額 |                      |
|---|--|----------------------|----------------------|
|   |  | 中小企業の場合              | 大企業の場合               |
| 正社員化コース<br>有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合<br>(1人当たり)  | ① 有期 → 正規  | 57万円<72万円>           | 42万7,500円<54万円>      |
|   | ② 有期 → 無期  | 28万5,000円<36万円>      | 21万3,750円<27万円>      |
|   | ③ 無期 → 正規  | 28万5,000円<36万円>      | 21万3,750円<27万円>      |
|   | ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。<br>※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、<br>①③：1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算<br>※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、<br>①：1人当たり95,000円<12万円>(大企業も同額)加算、<br>②③：47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算<br>※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、<br>①③：1事業所当たり95,000円<12万円>(大企業の場合、71,250円<90,000円)>加算 |                      |                      |
| 賃金規定等改定コース<br>全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合<br>(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)   | ① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定  |                      |                      |
|   | 対象労働者数 1～3人  | 95,000円<12万円>        | 71,250円<90,000円>     |
|   | 4～6人   | 19万円<24万円>           | 14万2,500円<18万円>      |
|   | 7～10人  | 28万5,000円<36万円>      | 19万円<24万円>           |
|   | 11～100人 * 1人当たり  | 28,500円<36,000円>     | 19,000円<24,000円>     |
|   | ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定  |                      |                      |
|   | 対象労働者数 1～3人  | 47,500円<60,000円>     | 33,250円<42,000円>     |
|   | 4～6人   | 95,000円<12万円>        | 71,250円<90,000円>     |
|   | 7～10人  | 14万2,500円<18万円>      | 95,000円<12万円>        |
|   | 11～100人 * 1人当たり  | 14,250円<18,000円>     | 9,500円<12,000円>      |
| ※ 中小企業において3%以上増額した場合、<br>①：1人当たり14,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算<br>※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、<br>1事業所当たり19万円<24万円>(大企業の場合、14万2,500円<18万円)>加算 |  |                      |                      |
| 健康診断制度コース<br>有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合<br>(1事業所当たり)   |  | 38万円<48万円>           | 28万5,000円<36万円>      |
| 賃金規定等共通化コース<br>有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合<br>(1事業所当たり)   |  | 57万円<72万円>           | 42万7,500円<54万円>      |
|   | ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり<br>2万円<2.4万円>(大企業の場合、1.5万円<1.8万円)>加算  |                      |                      |
| 諸手当制度共通化コース<br>有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合<br>(1事業所当たり)   |  | 38万円<48万円>           | 28万5,000円<36万円>      |
|   | ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり<br>1.5万円<1.8万円>(大企業の場合、1.2万円<1.4万円)>加算<br>※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり<br>16万円<19.2万円>(大企業の場合、12万円<14.4万円)>加算  |                      |                      |
| 選択的適用拡大導入時処遇改善コース<br>選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金上げを実施した場合<br>(基本給の増額割合に応じて、1人当たり)  | 増額割合 3%以上5%未満  | 19,000円<24,000円>     | 14,250円<18,000円>     |
|   | 5%以上7%未満   | 38,000円<48,000円>     | 28,500円<36,000円>     |
|   | 7%以上10%未満  | 47,500円<60,000円>     | 33,250円<42,000円>     |
|   | 10%以上14%未満   | 76,000円<96,000円>     | 57,000円<72,000円>     |
|   | 14%以上  | 95,000円<12万円>        | 71,250円<90,000円>     |
| 短時間労働者労働時間延長コース<br>有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合<br>(1人当たり)   | 5時間以上延長  |                      |                      |
|   | ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成  |                      |                      |
|   | 1時間以上2時間未満   | 38,000円<48,000円>     | 28,500円<36,000円>     |
|   | 2時間以上3時間未満   | 76,000円<96,000円>     | 57,000円<72,000円>     |
|   | 3時間以上4時間未満   | 11万4,000円<14万4,000円> | 85,500円<10万8,000円>   |
|   | 4時間以上5時間未満   | 15万2,000円<19万2,000円> | 11万4,000円<14万4,000円> |

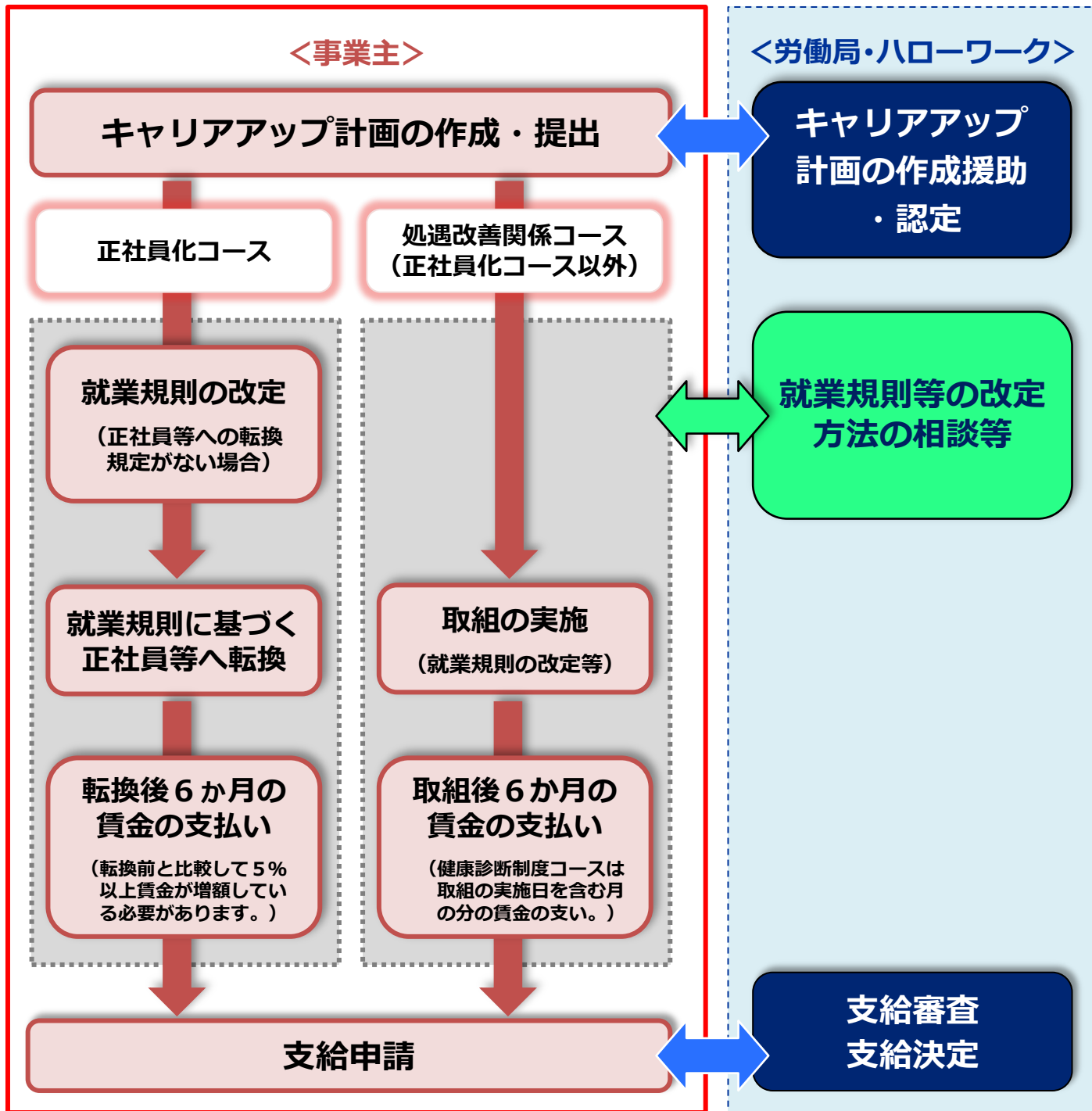
※ 人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

# 受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索



◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。

相談  
無料

島根

ぜひご利用ください！

# 働き方改革推進支援センター

- 「同一労働・同一賃金ガイドライン案」等を参考とした非正規雇用労働者の処遇改善
- 時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築
- 人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理の改善 などに取り組む事業主様を支援するため、社会保険労務士等の**専門家が無料で対応する相談窓口**を設置しました。また、ご希望の事業者様に対しては、無料で専門家を派遣（3回程度）します。

たとえば…

このようなお悩みをお持ちの事業主の皆様

「働き方改革」って何なの？

働き方に関する助成金ってどんなのがあるのかな？

「同一労働・同一賃金」ってうちに関係あるんだろうか？



うちで働く社員は身内ばかり…。残業減らせと言われてもほかに人もいないしなあ…。

## ご支援のイメージ

島根県商工会議所連合会(各会議所)、島根県商工会連合会(各商工会)  
島根県中小企業団体中央会、(公財)しまね産業振興財団  
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 (順不同)

↑ 連携・協力 ↓

働き方改革に取り組もうとする事業者様

- ① 電話・メール・来局
- ② 電話・メール等での助言・アドバイス  
または 専門家の派遣（3回程度）

無料

## 相談窓口

(島根働き方改革推進支援センター)  
[松江商工会議所ビル4階]

### \*\*\* 島根働き方改革推進支援センター窓口 \*\*\*

- 開設場所 松江市母衣町 55 番地 4 松江商工会議所ビル 4 階（島根県経営者協会内）
- 開所日 月～金曜日（土・日・祝日、年末・年始は休所）
- 開所時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 連絡先（フリーダイヤル）**0120-103-622**（FAX）0852-26-7651  
（メール）[hatarakikata@shimanekeikyo.com](mailto:hatarakikata@shimanekeikyo.com)

電話・メールで  
まずはご相談ください！

